

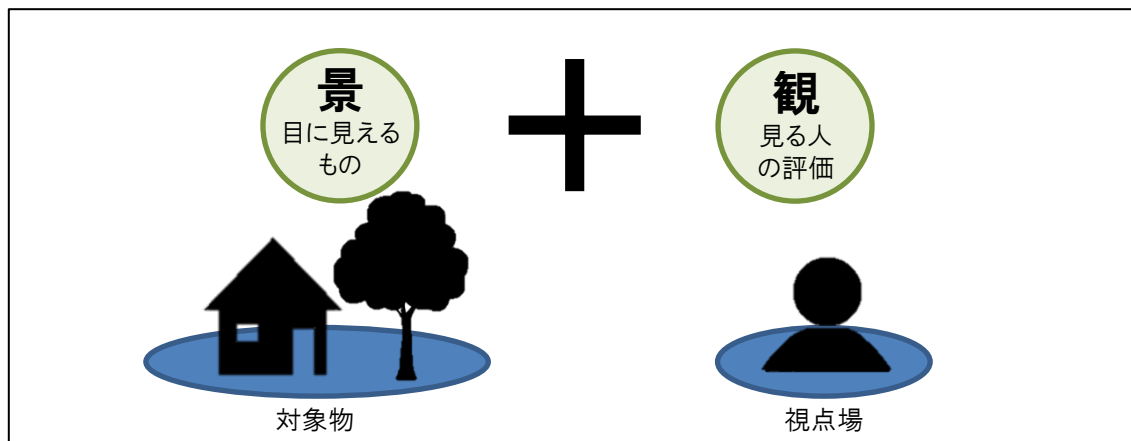
はじめに

1. 景観計画ガイドラインとは

(1) 景観とは

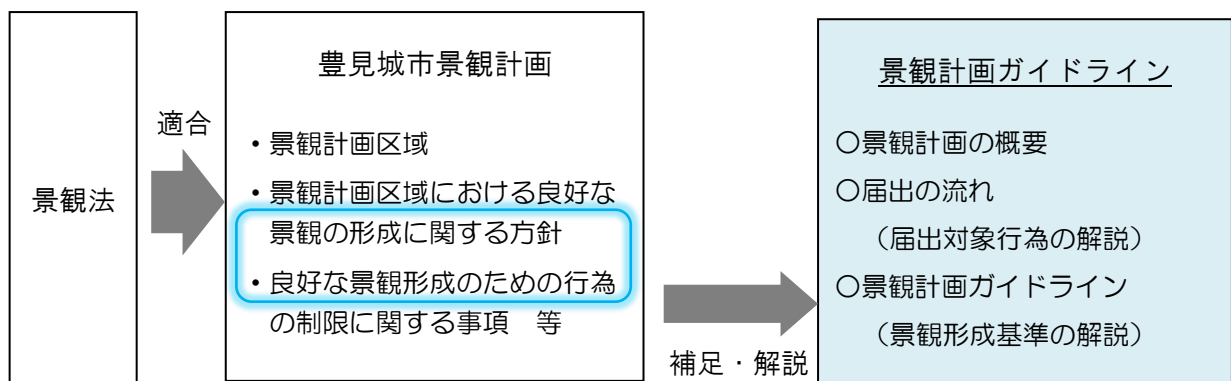
「景観」とは、私達のまわりに存在する環境が目に見えることであり、周辺に存在する自然環境や都市環境、地域に根付く伝統文化、生活環境などその地域で活動する人々によって形成されていくものです。また、単純に見えるものだけでなく、その場所の音やにおいなども要素として含まれます。つまり、「良い景観」とは、眺めがきれいなだけでなく、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、そこで生活している人々の愛着などが反映されたまちなみといえます。

景観は世代を超えた市民共通の財産であり、良好な景観は今後も次世代へ受け継ぐため、市民みんなで育んでいく必要があります。



(2) 目的・位置づけ

本ガイドラインは、豊見城市景観計画の「Ⅲ章 良好な景観まちづくりのための基準」を補足・解説をするものです。届出対象行為や景観形成基準をよりわかりやすく解説することにより、市民・事業者・行政が共通認識をもち、市全体で良好な景観の形成を図ることを目的としています。



(3) ガイドラインの構成及び各項目の内容

本ガイドラインは、下記のような内容で構成しています。

